

「在宅医療事務入門 - 令和4年4月版 -」追補・訂正

(令和4年8月31日現在)

ページ	場所	種別	内容	参考補足										
182	下から4行目	訂正	「J026-3」→「J026-4」	厚労省「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」(R4.4.28)より										
226	在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料の表	追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称等</th> <th>記載事項</th> <th>電算用コード</th> <th>左記コードによるレセプト表示文言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C002 C002-2</td> <td>在宅時医学総合管理料 施設入居時等 医学総合管理料</td> <td>当該月において情報通信機器を用いた診療を行った年月日を記載すること。</td> <td>850100492 850100493</td> <td>情報通信機器を用いた診療年月日 (在医総管);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 情報通信機器を用いた診療年月日 (施医総管);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称等	記載事項	電算用コード	左記コードによるレセプト表示文言	C002 C002-2	在宅時医学総合管理料 施設入居時等 医学総合管理料	当該月において情報通信機器を用いた診療を行った年月日を記載すること。	850100492 850100493	情報通信機器を用いた診療年月日 (在医総管);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 情報通信機器を用いた診療年月日 (施医総管);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"	厚労省「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」(R4.4.28)より
区分	名称等	記載事項	電算用コード	左記コードによるレセプト表示文言										
C002 C002-2	在宅時医学総合管理料 施設入居時等 医学総合管理料	当該月において情報通信機器を用いた診療を行った年月日を記載すること。	850100492 850100493	情報通信機器を用いた診療年月日 (在医総管);(元号)yy"年"mm"月"dd"日" 情報通信機器を用いた診療年月日 (施医総管);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"										
229	在宅患者訪問薬剤管理指導料の記載事項の枠内 下から8行目	訂正	…薬剤管理指を算定する → …薬剤管理指導料を算定する	厚労省「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」(R4.4.28)より										
222	《参考》のカレンダー	その他	日曜と月曜の間の空白の列を削除お願いします											
230	在宅患者訪問褥瘡管理指導料の コードによるレセプト表示文言 下から4行目	訂正	(皮下組織を負える損傷)→(皮下組織を越える損傷)	厚労省「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」(R4.4.28)より										
231	外来共同指導料 の電算用コード	訂正	850100133 → 850100490	厚労省「令和4年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」(R4.4.28)より										
234	血糖自己測定器 加算の表	訂正	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称等</th> <th>記載事項</th> <th>電算用コード</th> <th>左記コードによるレセプト表示文言</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C150</td> <td>血糖自己測定器加算</td> <td>(「7間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの」以外を算定する場合) 1月の血糖自己測定の回数を記載すること。</td> <td>842100048</td> <td>1月の血糖自己測定回数(血糖自己測定器加算);*****</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称等	記載事項	電算用コード	左記コードによるレセプト表示文言	C150	血糖自己測定器加算	(「7間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの」以外を算定する場合) 1月の血糖自己測定の回数を記載すること。	842100048	1月の血糖自己測定回数(血糖自己測定器加算);*****	厚労省「令和4年度診療報酬改定関連通知等の一部訂正について」(R4.8.31)より
区分	名称等	記載事項	電算用コード	左記コードによるレセプト表示文言										
C150	血糖自己測定器加算	(「7間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの」以外を算定する場合) 1月の血糖自己測定の回数を記載すること。	842100048	1月の血糖自己測定回数(血糖自己測定器加算);*****										

「在宅医療事務入門 - 令和4年4月版 -」追補・訂正

(令和4年8月31日現在)

以下、新たに承認された薬剤についてです。

テキスト追加箇所…別表第9「141ページ枠内、249ページ別表第9枠内」、C200「204ページ末尾」(+202ページからの主な対象疾患)

追加薬剤名	別表9	C200	算定上の留意点	備考
ガルカネズマブ製剤	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己注射指導管理料の対象です。(エムガルティ皮下注120mg オートインジェクター及び同皮下注120mg シリンジの場合は、針付き注入器一体型キット製剤のなので注入器加算・注射針加算の算定はできません。) ・「片頭痛発作の発症抑制」で使用しますが、誰でも使用できるわけではなく「非薬物療法、片頭痛発作の急性期治療等を適切に行っても日常生活に支障をきたしている患者にのみ投与すること。」とされています。 	R4.5.1より適用
オファツムマブ製剤	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己注射指導管理料の対象です。(ケシンプタ皮下注20mg ペンの場合は、針付き注入器一体型キット製剤のなので注入器加算・注射針加算の算定はできません。) ・「多発性硬化症(再発予防及び身体的障害の進行抑制)」で使用しますが投与対象の要件等は必ず確認をお願いします。 	R4.6.1より適用
ボソリチド製剤	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己注射指導管理料の対象です。(ボックスゾゴ皮下注用0.4mg、同皮下注用0.56mg及び同皮下注用1.2mgの場合は、本製剤は針及び注入器付の製品なので、注入器加算・注射針加算の算定はできません。) ・「骨端線閉鎖を伴わない軟骨無形成症」で使用しますが投与対象の要件等は必ず確認をお願いします。 	R4.8.18より適用
エレヌマブ製剤	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己注射指導管理料の対象です。(アイモビーグ皮下注70mgペンの場合は、針付き注入器一体型キット製剤のなので注入器加算・注射針加算の算定はできません。) ・「片頭痛発作の発症抑制」で使用しますが投与対象の要件等は必ず確認をお願いします。 	R4.9.1より適用